

釜石市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月6日

釜石市監査委員 山崎 長 栄

記

第1 監査の対象課

釜石市総務企画部総務課（両石財産区）

第2 監査の実施期間

令和5年10月30日(月)から令和5年11月10日(金)まで

第3 監査の対象範囲

令和4年度における財務に関する事務の執行状況及び財産の管理状況

第4 監査委員の除斥

佐々木勝監査委員は、監査対象年度において総務企画部長の職にあったため、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の方法

- (1) 予め設定した監査着眼点に基づき、関係諸帳簿、会計帳票等証書類の照合、確認等、通常実施すべき監査手続きにより実施した。
- (2) 必要に応じてその都度担当職員から説明聴取し、適否の確認を行った。

第6 監査の結果

令和4年度における財務の執行状況及び財産の管理状況について、おおむね良好と認められた。